平成１１年仙審第２１号
漁船北晴丸防波堤衝突事件

言渡年月日　平成１１年９月２８日
審　判　庁　仙台地方海難審判庁（長谷川峯清、高橋昭雄、上野延之）
理　事　官　黒田　均

損　　害
右舷船首部外板及び球状船首に亀裂を伴う損傷

原　　因
操舵装置の作動確認不十分

主　　文
　本件防波堤衝突は、操舵装置の作動確認が不十分で、操舵不能状態に陥ったことによって発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　由
　（事　実）
船舶の要目
船　種　船　名　漁船北晴丸
総　ト　ン　数　１９．８２トン
機関の種類　ディーゼル機関
漁船法馬力数　１９０

受　審　人　Ａ
職　　名　北晴丸船長
海　技　免　状　一級小型船舶操縦士

事件発生の年月日時刻及び場所
平成９年１２月９日０８時００分
新潟県両津港

事実の経過
　北晴丸は、いか一本釣り漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、Ａ受審人ほか１人が乗り組み、

操業の目的で、船首１．０メートル船尾１．３メートルの喫水をもって、平成９年１２月８日１４時００分新潟県両津漁港を発し、同県佐渡島の北西方にある瓢箪礁南端付近の漁場に向かい、同日夕刻から操業を開始して約１トンのいかを漁獲したのち、翌９日０４時４５分弾埼灯台から３１４度（真方位、以下同じ。）１１．４海里の地点を発進し、同漁港に向けて帰途に就いた。

両津漁港は、佐渡島北東部の両津湾湾奥にある両津港内の北部にあり、長さ約６００メートルの両津漁港北防波堤と、長さ約２４０メートルの同漁港南防波堤との間に幅約９０メートルの港口を有し、同南防波堤に接続して１３９度方向に延び、南東から東南東方に２箇所で屈曲して築造された長さ約１，３００メートルの両津港北防波堤の内側で両津港と接続する水面を有していた。

操舵装置は、操舵スタンド、舵角指示器、電磁弁、遠隔管制器及び油圧ポンプユニットで構成され､同スタンドの舵輪の左方下部に設けられた操作切換えスイッチにより､自動、遠隔、手動及び無追従の各操舵方法を選択して切換えが行われるようになっており、磁気コンパスの偏位を設定針路に戻す自動、遠隔管制器のダイアル操作による遠隔及び手動の各方法で操舵を行うときには電磁弁を介して、また、無追従で操舵を行うときには同スタンドのレバー操作により直接、それぞれ同ポンプユニットを作動させて必要な転舵角を得るものであった。

Ａ受審人は、出入港時には同スイッチを遠隔の位置に合わせて遠隔管制器のダイアルにより、また、港外で航行中には同スイッチを自動に切り換えてそれぞれ操舵操船を行う方法を採っていたところ、この１年間に１ないし２回操舵スタンド内で異音が聞こえて操作切換えスイッチが切り換わらないことがあったが、同スイッチを自動と遠隔とに何回か切り換え操作を行っているうちに正常に戻っていたことから、業者への修理依頼も、操舵装置の取扱説明書を読むこともしないまま運航を続けていた。

発進後Ａ受審人は、単独の船橋当直に就いて周囲の見張りに当たり、弾埼を右方に見て南下し、０７時００分宮ノ埼灯台から０９３度１．５海里の地点において、針路を２１０度に定めて自動操舵とし、機関を全速力前進にかけて８．５ノットの速力で進行した。

０７時５０分Ａ受審人は、西南西の風毎秒約１５メートル、波高約２メートルの状況のもと、両津港北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）から００４度１．１海里の地点に達して両津港北防波堤まで１海里に接近したとき、操舵装置の操作切換えスイッチが前示の不調状態になっても、何回か切り換え操作を行えば正常に作動するものと思い、入航に際し、操舵装置の切換えが正常に行われて操舵が異常なく行われるかどうか、入航前に同スイッチの異常の有無や舵が正常に作動するかどうかなどの操舵装置の作動確認を十分に行うことなく、両津漁港に入港する直前にほぼ直角に大舵角で右転する必要があったので、この風浪の影響を受けずに同漁港に入港できるよう、両津港北防波堤にできるだけ近づき、同漁港港口を見通せる地点に至ってから右転して直航するつもりで、自動操舵のまま針路を２０６度に転じるとともに、機関を半速力前進に落として６．４ノットの速力

で続航した。

０７時５９分少し前Ａ受審人は、北防波堤灯台から３１０度７８０メートルの地点に至って両津港北防波堤まで２００メートルの距離となったとき、両津漁港港口に向けて転針するつもりで、操作切換えスイッチを自動から遠隔に切り換えて遠隔管制器のダイアルを右に回したところ、操舵装置内部で異音が聞こえて右転が始まらず、舵角指示器も右に振れなかったことから、初めて操舵装置に異常が発生したことを知り、同防波堤が直前に迫っていたので、機関を後進にかけて行きあしを止めようとしたが、慌てて機関クラッチハンドルと機関回転数そのままでプロペラ回転数を下げることができるトローリングハンドルとを取り違えて手前に引いたため行きあしが落ちず、風浪の影響でわずかに左転しながら進行中、０８時００分北防波堤灯台から２９１度６６０メートルの地点において、船首が１７４度を向いたとき、原速力のまま、両津港北防波堤に右舷船首が３５度の角度で衝突した。

当時、天候は曇で風力７の西南西風が吹き、波高は約２メートルで、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

防波堤衝突の結果、北晴丸は右舷船首部外板及び球状船首に亀裂を伴う損傷を生じ、のち操舵装置の操作切換えスイッチとともに修理された。なお、両津港北防波堤はペイントが付着しただけで損傷を生じなかった。

（原　因）

本件防波堤衝突は、新潟県両津港において、自動操舵から遠隔操舵に切り換えて同港に入航しようとする際、入航前の操舵装置の作動確認が不十分で、操舵操作切換えが正常に行われず、操舵不能状態に陥ったまま防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

（受審人の所為）

Ａ受審人は、新潟県両津港において、自動操舵から遠隔操舵に切り換えて同港に入航しようとする場合、操舵装置の操作切換えスイッチの異常の有無や遠隔操舵が正常に作動するかどうかなどの入航前の同装置の作動確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、この１年間に１ないし２回操舵操作切換えスイッチの不調により操舵装置が正常に作動しないことがあったものの、何回か同スイッチの切り換え操作を行っているうちに正常に戻っていたことから、同スイッチが不調になっても、何回か切り換え操作を行えば同装置は正常に作動するものと思い、入航前の操舵装置の作動確認を十分に行わなかった職務上の過失により、操舵操作切換えが正常に行われず操舵不能状態に陥り、遠隔操舵ができないまま両津港北防波堤に向首進行して同防波堤との衝突を招き、北晴丸の右舷船首部外板及び球状船首に亀裂を伴う損傷を生じさせるに至った。

以上のＡ受審人の所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条

第１項第３号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。